

## I 手続きの流れ

Q 1. この事業で補助を受けるには、バス事業者・レンタカー事業者から手続きするのか、あるいは利用者から手続きするのか？  
また、旅行代理店を経由してバスを借りる場合の手続き方法はどうか？

A 1. 貸切バスについては、県内の民間貸切バス事業者から実施計画書の提出手続きをしてください。

旅行代理店経由で貸切バスを利用される場合も、補助金の手続きは貸切バス事業者からとなります。

ただし、レンタルバスを利用される場合は、利用者から直接手続きをしてください。

Q 2. 実施計画提出から補助金の受領までの流れはどうか？

A 2. ①（貸切バスの場合）

利用者はバス事業者に運送申込書を提出します。バス事業者は運送引受書（案）の裏面備考欄に県からの補助金（運賃補填）充当額を記載し、実施計画書に添えて送付ください。

県で内容を確認し、補助金の内示通知をします。

内示通知後、バス事業者は利用者に県からの補助金（運賃補填）充当額が記載された運送引受書を渡してください。

利用者は補助金（運賃補填）額を控除してバス事業者にお支払いください。

旅行終了後、バス事業者は、領収書の写しなど必要書類を添付して交付申請書兼実績報告書を提出します。

領収書には、内訳として運賃とその他の額（高速代、駐車場代、消費税額等）が区別され、かつ補助金（運賃補填）額が控除されている必要があります。

県で審査の上、補助金（運賃補填）を支払います。

## ②（旅行代理店経由で貸切バスを利用する場合）

利用者は旅行代理店に旅行を通常どおり申し込みます。旅行代理店は運送申込書を作成し、バス事業者に提出します。バス事業者は運送引受書（案）の裏面備考欄に県からの補助金（運賃補填）充当額を記載し、交付申請書に添えて送付ください。

県で内容を確認の上、内示通知します。内示通知後、バス事業者は旅行代理店に運送引受書を渡してください。また、旅行代理店は利用者に必ず運送引受書の写し、あるいは旅行募集リーフレット、見積書などに県からの補助金（運賃補填）額がわかる書類を渡していただき、その書類の写しも提出ください。

利用者は補助金（運賃補填）額を控除して旅行代理店に支払いください。

旅行終了後、バス事業者は、領収書の写しなど必要書類を添付して交付申請書兼実績報告書を提出します。

領収書には、内訳として運賃とその他の額（高速代、駐車場代、消費税額等）が区別され、かつ補助金（運賃補填）額が控除されていることが明記される必要があります。

隠岐航路を利用した場合は、その領収書の写しも必要です。

県で審査の上、補助金（運賃補填）を支払います。

## ③（レンタルバスの場合）

利用者は実施計画書に記載の上、レンタカー事業者が発行する予約証など、予約内容がわかる書類と振込口座がわかる書類を添付し、県に送付ください。

県で内容を審査の上、交付決定します。

旅行終了後、利用者は交付申請書兼実績報告書に記載の上、領収書の写しとレンタカー貸渡証の写しを添付して県に送付してください。

領収書には、内訳として基本料金とその他の額（オプション料金等）が区別されている必要があります。

隠岐航路を利用した場合は、その領収書の写しも必要です。

県で審査の上、補助金を支払います。

**Q 3. 利用者は、県の補助が入っていることをどのように確認するのか？また、いくら支払えばいいのか？**

A 3. ①（貸切バスの場合）

バス事業者から交付される運送引受書には、運賃・料金等のほか、裏面の備考欄に「島根県貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金（運賃補填）〇〇千円充当」と記載されています。

利用者の方は、合計請求金額からこの補助金（運賃補填）額を控除してバス事業者に支払いをお願いします。

②（旅行代理店経由で貸切バスを利用する場合）

旅行代理店経由の場合は運送引受書の写しか、旅行募集リーフレット、見積書などに運賃補填額が記載された書類が渡されます。

利用者の方は、合計請求金額からこの補助金（運賃補填）額を控除して旅行代理店に支払いをお願いします。

**Q 4. これまで交付申請は移動の前に行っていたが、今後はどの段階で交付申請を行うのか？**

A 4. 旅行前に実施計画書を提出いただき、県から内示後にバス移動をされ、旅行終了後に交付申請書兼実績報告書を提出ください。

**Q 5. 交付申請書兼実績報告書は、複数件まとめて提出できるか？**

A 5. 複数件まとめて交付申請・実績報告できる様式を準備していますので、ご活用ください。

## II 実施計画書提出

### Q 6. 実施計画書の受付はいつから始め、いつまで受け付けるのか？

A 6. 令和4年10月31日迄の出発分については、令和4年10月26日まで実施計画書を受付けます。

令和4年11月以降出発分の実施計画書は令和4年10月24日から受付けます。

また、12月19日（月）より、令和5年1月1日（火）以降の出発分の新規受付を開始します。

受付期間等のお知らせは、下記ホームページ内

【事業の対象期間及び受付期間】をご覧ください。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus\\_shien.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus_shien.html)

旅行日の土日休日を除く原則3日前には交付申請書が県へ到着するように申請してください。

### Q 7. 内示通知前に旅行したのも対象となるか？

A 7. 内示通知前に旅行したものは対象外です。

### Q 8. 実施計画書はどこへ提出するのか？

A 8. これまでは郵送または持参のみとしていましたが、令和3年4月以降はFAX、メールで送信いただくことも可能です。

郵送の場合、下記までお送りください。

〒690-8501

松江市殿町1

島根県庁地域振興部交通対策課 宛て

FAXは、0852-22-6511 へ

メールは、bus-hojo@pref.shimane.lg.jp へお願いします。

**Q 9. 押印は省略できるか？**

A 9. これまでは、原則として申請書類への代表者印押印をお願いしていましたが、国の行政手続における押印等の見直しの動きを踏まえ、代表者印の押印を省略できることとしました。

このため、実施計画書、交付申請及び実績報告書、領収書、領収証明書等への代表者印押印は不要となります。

また、レンタルバスの場合の貸渡証の写し、領収書の写しへの原本証明への押印も不要となります。

**Q 10. 補助金額の計算はどのようになるか？**

A 10. 令和4年度分(令和4年11月1日出発～令和5年3月31日帰着分)

税抜きバス運賃が10万円の場合

$10\text{万円} \times 1/4 \Rightarrow 2\text{万5千円}$  が補助金額となります。

(1円未満切り捨てとなります)

### Ⅲ 計画の変更

Q 1 1. 予定していた旅行で内示通知を受けていたが、荒天のため中止し、事業対象期間内の別の日に延期した。この場合、どのような手続きが必要か？

A 1 1. 期間中での日程変更は軽微な変更としますので、特段の手続きは必要ありません。ただし、日程変更により利用料金が変わるなどの場合は、事前に変更実施計画書を提出していただく必要があります。

Q 1 2. 予定していた旅行で内示通知を受けていたが、荒天のため中止し、対象期間外に延期した。この場合、対象となるか？

A 1 2. 実際の旅行の期間が交付対象外となるため、交付の対象となりません。

Q 1 3. 内示通知を受けた後、実際に旅行をしていた際に、参加者の希望により旅行先での滞在時間を延長した。これにより運賃額が増加したが、事後に変更実施計画を提出することが可能か？  
また、滞在時間を短縮し、運賃額が減少した場合はどうか？

A 1 3. 特別な事情がない限り、事前に内示通知を受けた金額を超えることはできません。

内示通知額どおりの精算をお願いします。

変更の可能性があれば、より大きい方の金額で旅行前に実施計画書を提出ください。

なお、運賃額が減少した場合、減少した金額で交付申請書兼実績報告書を提出していただく必要があります。

その場合には減少した運賃額を基に補助金（運賃補填）額を算出します。

Q 1 4. 内示通知を受けた後、実際に旅行をしていた際に、大雨により当初予定したルートが通れなくなり、迂回して運行を行った。  
これにより運賃額が増加することになったが、事後に変更実施計画を提出することが可能か？

A 1 4. このような場合は、特別な事情と認められますので、事後に変更交付申請を行っていただき、実績報告書と併せて提出されれば、変更後の運賃額を基に補助金（運賃補填）額を算出します。

Q 1 5. 内示通知を受けた後、参加者が急病となり、旅行自体を中止された。キャンセル料が発生したが、キャンセル料にもこの補助金を充当できるか？

A 1 5. キャンセル料は補助金の対象となりません。

#### IV 補助（運賃補填）の対象となる移動

Q 1 6. 対象となるバスにはマイクロバスも含まれるのか？

A 1 6. 乗車定員 1 1 人以上のバスを対象とします。

Q 1 7. 対象は日帰り旅行だけか？

A 1 7. 日帰りだけでなく、宿泊される場合も対象とします。

Q 1 8. 支払う経費全体の 1 / 4※が補填されるのか？また、消費税分も対象となるのか？

A 1 8.

①（貸切バスの場合）

1 件あたりの「運賃」の 1 / 4※を補填します。「運賃」とは、キロ制運賃と時間制運賃の合計額をいい、交代運転者配置や深夜早朝料金、高速代、駐車場代などは含みません。

また、消費税額、施設入場料、宿泊料等も含みません。

なお、隠岐航路の航送運賃（消費税額を除く）は含みます。

②（レンタルバスの場合）

レンタルバス借上基本料金の 1 / 4※を補助します。

保険料や燃料代、各種オプション料金、消費税等は含みません。

なお、隠岐航路の航送運賃（消費税額を除く）は含みます。

Q 1 9. 大人数での県内旅行のために、運賃 9 万円の大型バス 8 台を利用する予定だが、補助金額はいくらか？

A 1 9. 令和 4 年度分（令和 4 年 1 1 月 1 日出発～令和 5 年 3 月 3 1 日帰着分）の場合



契約1件あたり、7万5千円を補助（運賃補填）の上限とします。

例えば運賃9万円の場合、 $9万円 \times 8台 \times 1 / 4 = 18万円$ となりますが、7万5千円が補助（運賃補填）額となります。

**Q20. レンタルバスを借りる際の補助上限はあるか？**

A20. 令和4年度分（令和4年11月1日出発～令和5年3月31日帰着分）の場合

レンタルバス借上に対する補助上限額は1台1日あたり1万5千円で、契約1件あたり7万5千円が補助上限となります。

**Q21. 貸切バス・レンタルバスをフェリーに乗せる場合の航送運賃は、7万5千円※の補助額上限に含まれるか？**

A21. 含みます。

**Q22. 県内の異なる市町村を出発地・目的地とする貸切バスとなっているが、例えば松江市を出発し、市内の観光施設を訪問し、昼食会場は安来市であった場合、対象となるか？**

A22. 対象となります。

目的地が複数ある場合、そのうち一つでも出発地以外の市町村が含まれていれば対象となります。

**Q23. 例えば松江市を出発し、市内の観光施設を訪問し、昼食会場は鳥取県境港市であった場合、対象となるか？**

A23. この事業は県内の旅行等を対象としますので、県外を目的地に含む場合は対象外となります。

Q 2 4. 例えば出雲市大社町を出発し、出雲市平田町を目的地とした場合、対象となるか？

A 2 4. 同一の市町村内での移動になりますので、対象とはなりません。

Q 2 5. 松江市内から七類港（松江市）まで貸切バスを利用し、隠岐航路を利用して隠岐へ移動する場合、目的地は松江市外なので対象となるか？

また、隠岐から隠岐航路を利用して七類港に到着し、七類港（松江市）から松江市内への移動に貸切バスを利用する場合はどうか？

境港（鳥取県）を利用する場合はどうか？

A 2 5. 隠岐航路を利用する場合に限り、松江市内から七類港まで貸切バス等で移動する場合も対象となります。

この逆に隠岐航路を利用後、七類から松江市内まで移動される場合も対象となります。

また、隠岐航路を利用して単なる経由地として境港を利用する場合も対象となります。

Q 2 6. 例えば松江市を出発し、吉賀町を目的地とした場合に、高速道路を利用すると他県を通過するが、対象となるか？

またトイレ休憩などを他県で行った場合、対象となるか？

A 2 6. 目的地までの単なる通過、休憩であれば他県を経由しても補助の対象となりますが、県外が目的地の一つとなる場合は対象外です。

**Q 2 7. 利用最小人数の規定はあるか？**

A 2 7. 利用最少人数の規定は設けませんが、合理的な利用をお願いします。

**Q 2 8. 利用目的は何か制限を設けるのか？**

A 2 8. 想定しているのは、旅行、視察、研修、遠足、冠婚葬祭、各種イベント参加等です。ただし、宗教活動（冠婚葬祭や単なる旅行と判断されるものを除く）、又は選挙活動を目的とするものは対象外とします。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用する場合、反社会的な行為等が指摘されている団体等が利用する場合は対象外とします。

**Q 2 9. 県観光振興課の補助金を申請予定だが、この補助金も併せて申請することができるか？**

A 2 9. 県観光振興課の補助金、県観光協会の補助金など他の補助金と重複して申請することはできません。

バス会社と旅行代理店が、同一の旅行でそれぞれの補助金を申請することもできません。

ただし、併用できる補助金として認めているものもありますので、HP内「他の補助金との併用について」を参照してください。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus\\_shien.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus_shien.html)

**Q 3 0. 貸切バスの場合、運送引受書を発行することになるが、運賃についてはどのように記載すればよいか？**

A 3 0. 運賃・料金・合計請求金額については、補助（運賃補填）前の金額を記載ください。

また、運送引受書裏面の備考欄あるいは特記事項欄に島根県からの補助金（運賃補填）額を記載ください。

また、併用できる補助金（運賃補填）として認めている補助金（運賃補填）を併せて受ける場合は、当該補助金（運賃補填）の名称及び額も記載ください。

なお、運送引受書の記載方法については、島根運輸支局から記載例が示されており、島根県交通対策課のHPに掲載していますのでご確認ください。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus\\_shien.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus_shien.html)

**Q 3 1. 県外から家族が帰省し、県内旅行をしたいと考えている。利用者の一部に県外在住者が含まれていても良いか？**

A 3 1. ①貸切バス

運送申込書に記載される申込者が県内在住者であれば対象とします。

②レンタルバス

交付申請者は県内在住者であることが必要です。

**Q 3 2. 10月31日から11月1日にまたがって旅行する場合、補助率はどうなるのか？**

A 3 2. 10月31日と11月1日では補助率の考え方が異なるため、やむをえずこの両日にまたがる旅行を計画される場合は、個別にど相談ください。

Q 3 3. 次の①②の移動を1件の運送申込として計画する場合、  
補助対象となるのか？

① 1日目：学校（出発） → 市内施設㊸ → 学校（帰着）

② 2日目：学校（出発） → 市外施設㊹ → 学校（帰着）

A 3 3. ①は、出発から帰着までに市町村をまたぐ移動が含まれないため、補助対象となりません。

②は、出発から帰着までに市町村をまたぐ移動が含まれるため、補助対象となります。

Q 3 4. 次の①～③の移動を1件の運送申込として計画する場合、  
補助対象となるのか？

① 1日目：学校（出発） → 市内施設㊸ → 学校（帰着）

② 2日目：学校（出発） → 市内施設㊸ → 市内施設㊹（宿泊）

③ 3日目：市内施設㊹ → 市外施設㊹ → 学校（帰着）

A 3 4. ①は、出発から帰着までに市町村をまたぐ移動が含まれないため、補助対象となりません。

②～③には、出発から帰着までに市町村をまたぐ移動が含まれるため、補助対象となります。

Q 3 5. 全国旅行支援の補助金を申請予定だが、この補助金も併せて申請することができるか？

A 3 5. 重複して補助金の申請をすることはできません。

バス会社と旅行代理店が、同一の旅行でそれぞれの補助金を申請することもできません。

ただし、県内の小・中・高校等の修学旅行に限り、バス及びレンタルバスに要する経費以外の部分について、全国旅行支援との併用ができることとします。